

# 新型コロナウイルス感染症に係る協議事項について

(第8回黒部市新型コロナウイルス感染症対策本部会議(4/8)での決定事項)

黒部市新型コロナウイルス感染症対策本部

## 対策本部設置宣言

令和2年4月7日の政府対策本部による緊急事態宣言の発出を受け、改正新型インフルエンザ等対策特別措置法第34条第1項の規定に基づき、本部長(市長)より黒部市新型コロナウイルス感染症対策本部の設置を宣言した。

## 協議・確認結果について

### 1 施設サービスの対応方針について(本市内で感染者が発生していない状態を前提とする)

これまでの取り決めどおり、密閉回避・密集回避・密接回避の3密回避条件を満たすよう配慮することを前提とし、手指消毒の徹底や必要に応じたマスクの着用等の予防対策を十分に講じた上で、各施設のサービスを継続することとした。

ただし、以下の施設については、一定期間施設サービス等を休止することとしていたが、休止期間をそれぞれ記載のとおり延長した。

また、スポーツ少年団活動及び中学校における部活動についても、記載のとおり対応期間を延長した。

#### (1) 市所管施設の対応について

- ・宇奈月老人福祉センター:施設サービスの休止 4/14(火)→ 4/28(火)
- ・吉田科学館:プラネタリウムの投影を休止 4/14(火)→ 4/28(火)
- ・総合体育センター:トレーニング室、温水プール、屋内走路の利用を休止 4/14(火)→ 4/28(火)
- ・宇奈月体育センター:トレーニング室の利用を休止 4/14(火)→ 4/28(火)

#### (2) スポーツ少年団活動及び中学校における部活動について

- ・スポーツ少年団及び中学校部活動:対外試合等の禁止、市内でのみ活動 4/14(火)→ 4/28(火)

### 2 本市内で感染者が発生した場合の対応について

本市内で感染者が確認された場合、対応は次のとおりとする。

- ◆対象者 ……市内在住者、市内事業所等への勤務者、市内学校への通学者
- ◆休業期間……発生確認から原則2週間

#### (1) 市内公共施設について

原則、対象者の感染が確認された翌日から、すべての施設を休館とする。

#### (2) 市内小中学校について

原則、対象者の感染が確認された翌日から、すべて休業とする。

スポーツ少年団活動及び中学校部活動についても同様に休止とする。

(3) 放課後児童クラブについて

教職員、施設利用の協力を前提として、全日運用する。

なお、当該放課後児童クラブの児童、保護者、教員、指導員等が感染した場合は、その翌日から、当該放課後児童クラブを休業とする。

(4) 保育所、こども園、幼稚園について

引き続き開所するが、可能な家庭には自宅での保育を要請する。

なお、当該保育所等の園児、保護者、保育士等が感染した場合は、その翌日から、当該保育所等を休業とする。

(5) 市主催又は市が関与する不要不急の会議等については、中止又は延期とする。

### 3 市長より市民向けメッセージ

本市内において感染者は確認されていないが、市長として市民向けに感染予防、感染拡大防止に向けたメッセージを市ホームページへ掲載することとした。